

ファンドの特色

1 主として米国の製造業に関連した株式を実質的な投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を図ることを目指して積極的な運用を行います。

米国製造業株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている米国の製造業に関連した株式に実質的に投資します。

2 マザーファンドの運用にあたっては、BNYグループ傘下の資産運用会社であるニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 決算回数が異なる3つのファンドからお選びいただけます。

米国製造業株式ファンド

年1回の決算時(原則として、毎年5月17日、休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

米国製造業株式ファンド(年4回決算型)

年4回の決算時(原則として、毎年2月、5月、8月、11月の各17日、休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

米国製造業株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)

原則として、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、決算日の前営業日の基準価額に応じた分配を目指します。決算日の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じて、原則として、以下の金額の分配を行うことを目指します。

決算日の前営業日の基準価額 (1万口当たり、分配落ち前)	分配金額 (1万口当たり、税引き前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※決算日の前営業日から決算日までの間に基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市況動向等によっては委託会社の判断で左記とは異なる分配金額となる場合や分配を行わない場合があります。

※基準価額が左記の一定の水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を行うというものではありません。また、基準価額が左記の一定の水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を続ける、というものでもありません。

※分配を行うことにより、その金額相当分、基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。将来の分配金の支払いおよび上記分配金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

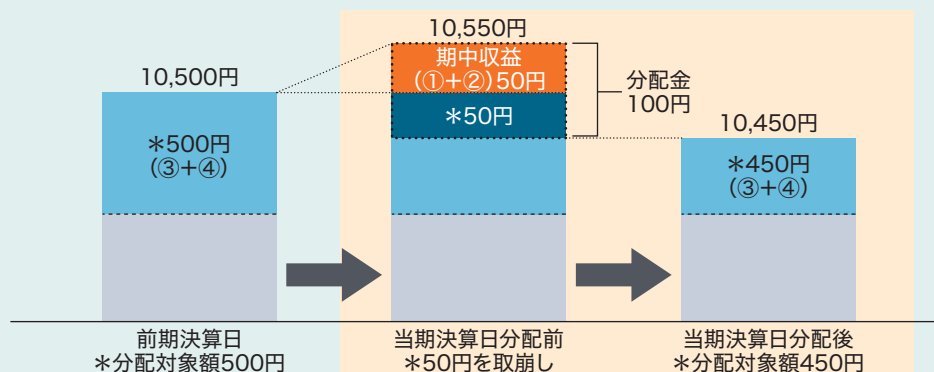
投資信託で分配金が支払われるイメージ



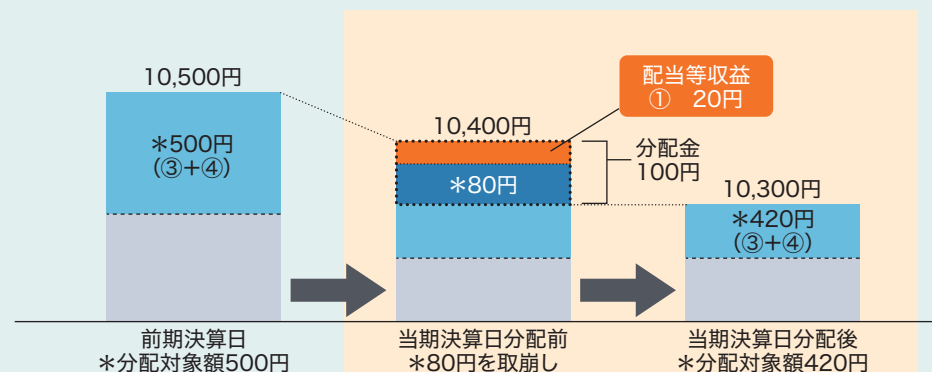
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



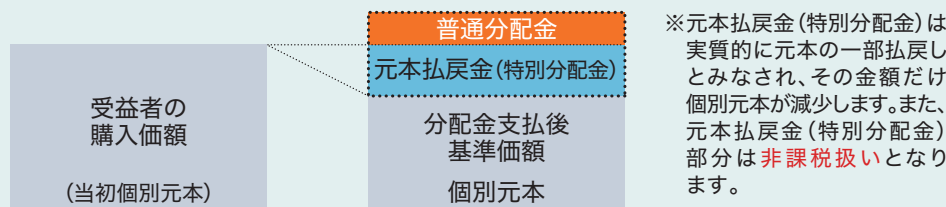
前期決算から基準価額が下落した場合



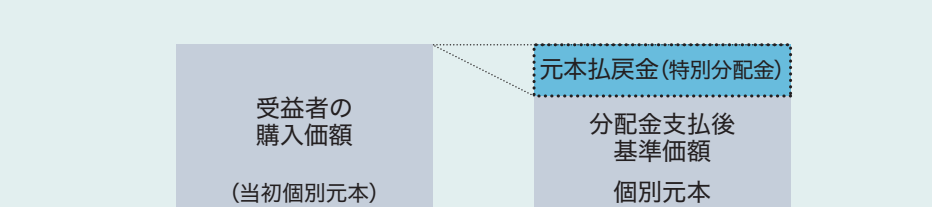
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク	株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
株式の発行企業の信用リスク	当ファンドは、実質的に株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生ずるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。
為替変動リスク	為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。
流動性リスク	流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
流動性リスクにかかる留意点	当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
収益分配金にかかる留意点	- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 - 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。 - 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払い後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。 ・ニューヨークの取引所の休場日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・委託会社が別途定める日
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。 ※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消す場合があります。

信託期間	米国製造業株式ファンド 2050年5月17日まで(当初信託設定日:2012年5月31日) 米国製造業株式ファンド(年4回決算型) 2050年5月17日まで(当初信託設定日:2023年12月4日) 米国製造業株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型) 2050年5月17日まで(当初信託設定日:2026年2月17日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。
繰上償還	米国製造業株式ファンド/米国製造業株式ファンド(年4回決算型) 各ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。 米国製造業株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型) 受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	米国製造業株式ファンド 毎年5月17日(休業日の場合は翌営業日) 米国製造業株式ファンド(年4回決算型) 毎年2、5、8、11月の各17日(休業日の場合は翌営業日) 米国製造業株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型) 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 米国製造業株式ファンド/米国製造業株式ファンド(年4回決算型) 税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 米国製造業株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型) NISAの対象ではありません。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

お客様にご負担いただく費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額× <u>上限3.3%(税抜 3.0%)</u> (手数料率は販売会社が定めます。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。	《当該手数料を対価とする役務の内容》 販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額× <u>0.3%</u>	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額＝信託財産の日々の純資産総額× <u>年率1.87%(税抜 1.70%)</u> なお、運用管理費用は、米国製造業株式ファンドでは毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、米国製造業株式ファンド(年4回決算型)／(毎月決算・予想分配金提示型)では毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。 運用管理費用の配分は、以下のとおりです。		
	支払先	料率	《当該運用管理費用を対価とする役務の内容》
	委託会社	年率0.85%(税抜)	信託財産の運用指図(投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む)、法定開示書類の作成、基準価額の算出等
	販売会社	年率0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書 ^(注) 等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
	受託会社	年率0.05%(税抜)	信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
(注)投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項および第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。			
その他費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用、信託財産の管理、運営にかかる費用(目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付、提供および提出にかかる費用等を含みます。日々の純資産総額に対して上限年率0.05%)は、日々費用として計上され、運用管理費用(信託報酬)支払いのときに信託財産より支払われます。また、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。 ●その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。
※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他関係法人、ご留意事項

委託会社	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図等)
投資顧問会社*	ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理業務等)
販売会社	(ファンドの募集・販売の取扱い等)

*マザーファンドの運用の指図権限の一部を「ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー」に委託します。

ご留意事項

- 当資料は、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成した販売用資料です。
- 当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。
- 当資料に掲載されている記載事項は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。
- 当資料中のグラフ、数値等は過去のものまたはシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
- 当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- 当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。また、お客様ご自身でご判断ください。